

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桂堂会（以下「当法人」という）の役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるためのものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等 理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 報酬等 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の34第1項第3号に規定する報酬等をいう。
- (3) 費用 職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の取り扱い)

第3条 役員及び評議員には定款第8条及び第21条に定めるとおり、報酬等を支給しない。

(費用)

第4条 役員等が職務執行に当たって費用を要する場合は 費用弁償規定に基づき、所定の額を支給する。

(公表)

第4条 社会福祉法第59条の2第1項第2号の規程による報酬等の支給の基準の公表は、この規定を公表することにより行うものとする。

(規定の変更)

第5条 この規程の変更は、評議員会の承認を受けて行うものとする。

附 則

この規程は平成29年6月17日から施行し、平成29年4月1日から適用する。